

歯科技工所ベースアップ支援料 算定例(参考)

★ 請求対象歯科医療機関:「歯科技工所ベースアップ支援料」施設基準を厚生局に提出した歯科医療機関

上記施設基準を提出していない歯科医療機関には請求できません

個別の診療行為の適否や算定の可否について最終判断を示すものではありません。(不明の場合は保険医療機関との連携を確保すること)

分類			補綴物の種類	部位 例	算定数	備考
歯冠修復	単冠・連結		インレー	5	1	CAD/CAM冠 CAD/CAMインレー
			全部金属冠	6	1	
			硬質レジン前装金属冠(前歯)	1	1	
			インレー	45	2	
			全部金属冠	456	3	
			硬質レジン前装冠	123	3	
欠損補綴	ブリッジ		インレーBr	④5⑥	1	高強度硬質レジンBr チタンBr CAD/CAMBr
			全部金属冠・硬質レジン前装Br	⑤6⑦	1	
			硬質レジン前装Br	①②3④	1	
歯冠修復 欠損補綴混合	単冠・Br混合		硬質レジン前装冠・Br	1 ①②3④	2	高強度硬質レジン・ チタン・CAD/CAM
	連結・混合		硬質レジン前装冠・Br	21 ①②3④	3	
欠損補綴	義歯		総義歯	7~1 1~7	1	
			局部床義歯	654 ・ 56	2	1顎2床の場合
				76 67	1	大連結子等で両側が 繋がっている場合
			維持装置 (修理)	維持装置・大連結子 単体	修理用	
		義歯修理	破折・増歯・増床等		1	
	有床義歯 内面的合法		総義歯		1	
			局部床義歯		1	
	3次元プリント有床 義歯	算定に装着 料含む	総義歯	7~1 1~7	1	
口腔内装置			睡眠時無呼吸症候群に対す る口腔内装置		1	上下での製作となるが 装着点数は1算定
			口腔内装置1、2、3		1	
暫間補綴装置		算定に装着 料含む	クラウン	12345	5	歯冠修復
			リテーナー	①②3④	1	欠損補綴
支台築造	金属・ファイバー	算定に装着 料含む	間接法	123	3	*支台築造・テンポラ リークラウンは同日装 着でなければそれぞ れで 算定できる
算定できないもの			個人トレー・咬合床・試適・維持装置、大連結子のみ(注1)・維持管理中の補綴物・再製			

M005に掲げる装着又はN008に掲げる装着の算定日に算定する。
また、装着の費用が含まれるM002に掲げる支台築造、M003-2に掲げる暫間歯冠補綴装置、M018-2に掲げる3次元プリン
ト有床義歯、M025-2に掲げる広範囲顎骨支持型補綴、N019に掲げる保定装置(7に限る。)又はN025に掲げるトルキング
アーチについては、各区分の算定日に本区分を算定する。
注1 咬合面の再形成や床縁修正も行なった上で装着を算定する場合(歯科医療機関に確認)

(公社)日本歯科技工士会 「製作技工に要する費用」に係る検討委員会